

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年1月28日
【四半期会計期間】	第13期第1四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社アスコット
【英訳名】	Ascot Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 執行役員CEO 加賀谷 慎二
【本店の所在の場所】	東京都新宿区荒木町20番地
【電話番号】	03-5363-7762（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 山本 陽子
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区荒木町20番地
【電話番号】	03-5363-8426
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 山本 陽子
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第12期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第13期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第12期
会計期間		自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成22年 9月30日
売上高	(千円)	331,487	75,957	576,331
経常損失金額( )	(千円)	150,635	117,841	705,799
四半期(当期)純損失金額( )	(千円)	147,205	117,245	495,461
純資産額	(千円)	400,028	686,540	603,656
総資産額	(千円)	11,143,081	11,312,992	11,216,034
1株当たり純資産額	(円)	30.91	29.66	30.15
1株当たり四半期(当期)純損失金額( )	(円)	11.42	5.33	28.06
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	3.6	6.1	5.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	319,699	140,213	1,039,808
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	70,735	119	45,933
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	343,160	171,256	385,090
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(千円)	149,367	213,235	182,311
従業員数	(人)	19	19	21

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載していません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	19
---------	----

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員の総数は、従業員数の100分の10未満のため、記載していません。

### (2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	18
---------	----

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員の総数は、従業員数の100分の10未満のため、記載していません。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産及び受注実績

当社グループは、不動産開発事業、ソリューション事業及びその他事業を行っており、生産及び受注実績を定義することが困難であるため、生産及び受注実績の記載はしていません。

#### (2) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間は、仕入を行っていないため、仕入実績の記載はしていません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
不動産開発事業(千円)	24,226	-
分譲マンション開発(千円)	-	-
収益不動産開発(千円)	24,226	-
ソリューション事業(千円)	44,566	-
その他事業(千円)	7,163	-
合計(千円)	75,957	-

(注) 1. セグメント間の取引額の該当はありません。

2. 当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しているため、前年同四半期比は記載していません。

3. 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間における主な相手先別販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第1四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社谷口工務店	278,600	84.0	-	-

4. 本表の金額には、消費税等は含まれていません。

5. 当第1四半期連結会計期間の主な相手別の販売実績につきましては、全ての相手先が販売実績の100分の10未満であるため、記載していません。

### 2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスク及び前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

当社グループは前連結会計年度までにおいて、2期連続の営業損失、経常損失及び当期純損失を計上していることから、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していません。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### 3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

##### (1)業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、アジアを中心とした新興国の需要拡大や政府の景気対策により、企業業績の持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい所得・雇用環境が続き、景気の先行きは不透明な状況となっております。

当社グループが属する不動産業界におきましては、依然として中小の不動産企業に対する金融機関の融資厳格化の姿勢に変化はなく、業界全体における景気の持ち直しは厳しい状況となっております。しかしながら、首都圏におけるマンション契約率が堅調に推移するなど、住宅ローン減税や住宅版エコポイント等の住宅購入支援策により、回復の兆しが見え始めております。

このような事業環境の中、当社グループは、第三者割当による新株式及び新株予約権証券を発行し、201百万円の資金調達を行いました。この資金調達により、不動産開発事業の6プロジェクトを推進しており、そのうち分譲マンション開発の3プロジェクトは、当第1四半期連結会計期間中に完売しております。しかしながら、収益等の計上については竣工引渡時（平成23年9月以降）となることから当第1四半期連結会計期間における利益確保には至っておりません。

この結果、当社グループの当第1四半期連結会計期間における経営成績は、売上高75百万円（前年同期比：255百万円減）、営業損失47百万円（前年同期：営業損失55百万円）、経常損失117百万円（前年同期：経常損失150百万円）、四半期純損失117百万円（前年同期：四半期純損失147百万円）となりました。

セグメントの業績の概要は、以下のとおりであります。なお、各セグメントの売上高の金額は、セグメント間の内部売上高又は振替高を含めない数値を記載しております。

##### （不動産開発事業）

当第1四半期連結会計期間における不動産開発事業の売上高は24百万円、営業損失15百万円となりました。当社グループの不動産開発事業は、分譲マンション開発ならびに収益不動産開発に分かれており、各部門における売上高は次のとおりであります。

##### 分譲マンション開発

分譲マンション開発における、当第1四半期連結会計期間の売上高はなく、営業損失は10百万円となりました。

##### 収益不動産開発

収益不動産開発におきましては、当社保有物件において、借主からの賃料の収受が主な売上高となりました。その結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は24百万円、営業損失は5百万円となりました。

##### （ソリューション事業）

ソリューション事業におきましては、収益不動産開発と同様に当社保有物件において、借主からの賃料の収受が主な売上高となりました。その結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は44百万円、営業利益は23百万円となりました。

##### （その他事業）

その他事業におきましては、不動産コンサルタント業務におけるコンサルタント報酬の収受等により、当第1四半期連結会計期間の売上高は7百万円、営業損失は4百万円となりました。

##### (2)財政状態の分析

##### （資産の部）

当第1四半期連結会計期間末の総資産は11,312百万円（前連結会計年度末：11,216百万円）となり、前連結会計年度と比較して96百万円の増加となりました。

流動資産は10,931百万円（前連結会計年度末：10,831百万円）となり、前連結会計年度と比較して99百万円の増加となりました。主な要因として、建築費等の支払いによりたな卸資産残高が68百万円増加したこと等によります。

固定資産は381百万円（前連結会計年度末：384百万円）となり、前連結会計年度と比較して2百万円の減少となりました。

#### （負債の部）

当第1四半期連結会計期間末の負債は10,626百万円（前連結会計年度末：10,612百万円）となり、前連結会計年度と比較して14百万円の増加となりました。

流動負債は6,330百万円（前連結会計年度末：5,084百万円）となり、前連結会計年度と比較して1,246百万円の増加となりました。主な要因として、長期借入金からの振替え等により、1年内返済予定の長期借入金が1,213百万円増加したこと等によります。

固定負債は4,295百万円（前連結会計年度末：5,527百万円）となり、前連結会計年度と比較して1,232百万円の減少となりました。主な要因として、1年内返済予定の長期借入金への振替えにより、長期借入金が1,239百万円減少したこと等によります。

#### （純資産の部）

当第1四半期連結会計期間末の純資産は686百万円（前連結会計年度末：603百万円）となり、前連結会計年度と比較して82百万円の増加となりました。主な要因として、四半期純損失の計上により利益剰余金が117百万円減少したものの、平成22年11月1日払込の第三者割当による新株式の発行により、資本金が101百万円、資本剰余金が98百万円、それぞれ増加したこと等によります。

### （3）キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローは、営業活動により140百万円の支出、投資活動により0.1百万円の支出、財務活動により171百万円の収入となりました。この結果、現金及び現金同等物は30百万円増加し、当第1四半期連結会計期間末の残高は213百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各活動別の主な増減要因は次のとおりであります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、140百万円の支出（前年同期：319百万円の支出）となりました。主な減少要因として、税金等調整前四半期純損失117百万円の計上、プロジェクトの進捗によりたな卸資産が87百万円増加したこと及び仕入債務が35百万円減少したこと等によるものです。増加要因はその他73百万円の収入等によります。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、0.1百万円の支出（前年同期：70百万円の支出）となりました。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、171百万円の収入（前年同期：343百万円の支出）となりました。主な要因として、長期借入金の返済により26百万円の支出があったものの、平成22年11月1日払込の第三者割当による新株式の発行等により197百万円の収入によります。

### （4）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更又は新たに生じた対処すべき課題はありません。

### （5）研究開発活動

該当事項はありません。

### （6）事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社グループは「2 事業等のリスク」に記載した重要事象等を踏まえ、新中期経営計画「Growing Up 2015」を策定しております。その新中期経営計画の最重要項目の達成が、当社の対処すべき課題であると認識しております。

当社が創業以来培ってきた分譲マンション開発への経営資源の集中

当社が得意としている東京都都心エリア（中央区、台東区、墨田区）を中心に、ドミナント戦略により分譲マンション開発用地を取得し、他社との差別化を図れる企画開発力・デザイン力を施すことにより、当社開発の分譲マンションの供給拡大を目指してまいります。

地方都市で展開する不動産流動化物件の売却

地方都市（札幌・福岡）で展開する当社保有の不動産流動化物件について、保有に係る経常経費ならびに金融費用を低減させる目的で、不動産市況の将来の動向を慎重に検討したうえで順次売却する方針であります。これにより、東京都都心エリアでの事業展開に経営資源が集中することとなります。

経常費用ならびに金融費用のさらなる低減

地方都市で展開する不動産流動化物件の売却により経常費用ならびに金融費用が低減されますが、他の経常費用ならびに金融費用について、その費用対効果等の見直しを行い、さらなるコスト削減を目指してまいります。

さらに、今後の開発6プロジェクトの開発費用への資金充当を目的として、平成22年11月1日払込の第三者割当による新株式ならびに新株予約権証券の発行をしております。この資金調達により、開発6プロジェクトの開発費用を確保することができ、滞りなく竣工引渡がされると判断しております。

当社グループといたしましては、平成23年9月期以降の将来収益の確保がなされていること、第三者割当による新株式ならびに新株予約権証券の発行による資金調達により、当該プロジェクトの開発費用が充当できることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年1月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	23,077,478	23,077,478	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	23,077,478	23,077,478	-	-

- (注) 1. 平成22年11月1日払込の第三者割当による新株式の発行により、3,076,800株増加しております。  
2. 「提出日現在発行数」欄には、平成23年1月1日から本書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 平成17年8月9日臨時株主総会決議(平成17年9月14日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	110
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	90
新株予約権の行使期間	平成19年8月10日から平成27年8月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 90 資本組入額 45
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 平成19年1月19日開催の当社取締役会決議により、平成19年3月1日付で当社普通株式1株を3株、平成19年9月11日開催の当社取締役会決議により、平成19年9月28日付で当社普通株式1株を2株及び平成20年3月14日開催の当社取締役会決議により、平成20年3月31日付で当社普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。  
2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割をする場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当該株式数は適切に調整されるものとする。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株の発行を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の時価」を「処分前の時価」に読み替えるものとする。

さらに、新株予約権発行日後に、当社が他社を合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価格の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で行使価格に適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社又は当社子会社の取締役、監査役が任期満了の事由により退任する場合及び当社又は当社子会社の従業員が定年により退職する場合はこの限りではない。
- (2) 当社が諸般の事情を考慮の上、特例として当社取締役会で承認した場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権の相続は認めないものとする。
- (4) 新株予約権の質入れその他の処分は認めないものとする。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。  
第2回新株予約権 平成18年8月29日臨時株主総会決議（平成18年8月29日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500
新株予約権の行使期間	平成20年9月1日から平成28年8月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 平成19年1月19日開催の当社取締役会決議により、平成19年3月1日付で当社普通株式1株を3株、平成19年9月11日開催の当社取締役会決議により、平成19年9月28日付で当社普通株式1株を2株及び平成20年3月14日開催の当社取締役会決議により、平成20年3月31日付で当社普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

3. 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価格を調整するものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、行使価額は、次の算式により調整するものとし、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4. 新株予約権行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社又は当社子会社の取締役、監査役が任期満了の事由により退任する場合及び当社又は当社子会社の従業員が定年により退職する場合はこの限りではない。
- (2) 当社が諸般の事情を考慮のうえ、特例として当社取締役会で承認した場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権の相続は認めないものとする。
- (4) 新株予約権の質入れその他の処分は認めないものとする。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権 平成19年6月6日臨時株主総会決議

(平成19年6月6日取締役会決議及び平成19年9月11日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	73
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000
新株予約権の行使期間	平成21年6月7日から平成29年6月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 平成19年9月11日開催の当社取締役会決議により、平成19年9月28日付で当社普通株式1株を2株、平成20年3月14日開催の当社取締役会決議により、平成20年3月31日付で当社普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

3. 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。))に基づく自己株式の売渡し、普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く。)、行使価額は、次の算式により調整するものとし、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4. 新株予約権行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社又は当社子会社の取締役、監査役が任期満了の事由により退任する場合及び当社又は当社子会社の従業員が定年により退職する場合はこの限りではない。
- (2) 当社が諸般の事情を考慮の上、特例として当社取締役会で承認した場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権の相続は認めないものとする。
- (4) 新株予約権の質入れその他の処分は認めないものとする。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

第三者割当により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第5回新株予約権証券 平成22年10月15日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	400
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,807,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65
新株予約権の行使期間	平成22年11月4日から平成24年11月2日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65 資本組入額 33
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。
  - (2) 本新株予約権1個の行使により、当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を総称して「交付」という。）する数は、第2項第(1)号の出資額を第2項第(2)号の行使価額（ただし、第3項によって調整された場合は調整後の行使価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切上げ、現金による調整は行わない。本新株予約権の目的である株式の総数は、交付株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として3,807,200株（新株予約権1個につき9,518株）とする。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法は次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、金247,468,000円（本新株予約権1個当たり618,670円）とする。
  - (2) 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は65円とする。ただし、行使価額は第3項の定めるところに従い調整されるものとする。
3. 行使価額の調整は次のとおりであります。
- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次の定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号ないし各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号ないし各取引の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満に端数が生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。
- 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。  
株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。  
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

4. 本新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成22年11月1日 (注)	3,076,800	23,077,478	101,534	1,416,595	98,457	1,114,510

(注) 有償第三者割当

発行価格 1株につき 金65円  
資本組入額 1株につき 金33円  
割当先 矢吹満

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、矢吹満氏より平成22年11月4日付で大量保有報告書の写しの送付があり、平成22年11月1日現在で3,076,800株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式の確認ができません。

なお、矢吹満氏の大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者 矢吹満  
住所 東京都目黒区  
保有株券等の数 普通株式 3,076,800株  
株券等保有割合 13.33%

また、澤田ホールディングス株式会社より平成22年11月9日付で大量保有報告書の写しの送付があり、平成22年11月1日現在で株券等保有割合が43.33%となった旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式の確認ができません。

なお、澤田ホールディングス株式会社の大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者 澤田ホールディングス株式会社  
住所 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号  
保有株券等の数 普通株式 10,000,000株  
株券等保有割合 43.33%

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が把握できないため、記載することができません。直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,000,500	200,005	単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 178	-	同上
発行済株式総数	20,000,678	-	-
総株主の議決権	-	200,005	-

(注) 当社は平成22年11月1日払込の第三者割当による新株式の発行(3,076,800株)をしております。直前の基準日(平成22年9月30日)の株主名簿を基に自己の計算によった場合、当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況は次のとおりとなります。

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,077,300	230,773	単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 178	-	同上
発行済株式総数	23,077,478	-	-
総株主の議決権	-	230,773	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 10月	11月	12月
最高(円)	94	74	84
最低(円)	62	62	71

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、本書提出日までにおける役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、アスカ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	383,216	352,249
売掛金	16,643	21,083
販売用不動産	4,768,973	4,777,506
仕掛販売用不動産	5,479,171	5,401,849
貯蔵品	512	554
前払費用	-	103,091
その他	283,734	177,482
貸倒引当金	993	1,834
流動資産合計	10,931,258	10,831,983
固定資産		
有形固定資産	10,096	10,737
無形固定資産		
その他	5,025	5,559
無形固定資産合計	5,025	5,559
投資その他の資産	366,611	367,753
固定資産合計	381,733	384,051
資産合計	11,312,992	11,216,034
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	138,032	173,131
短期借入金	165,000	165,000
1年内返済予定の長期借入金	5,284,657	4,070,962
未払金	-	110,692
未払法人税等	98,203	106,738
預り金	-	8,725
前受金	-	326,590
賞与引当金	1,251	-
その他	643,828	123,009
流動負債合計	6,330,972	5,084,851
固定負債		
長期借入金	4,234,608	5,474,605
その他	60,870	52,920
固定負債合計	4,295,478	5,527,526
負債合計	10,626,451	10,612,377

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,416,595	1,315,061
資本剰余金	1,116,934	1,018,477
利益剰余金	1,839,721	1,722,476
株主資本合計	693,809	611,062
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	9,312	7,959
評価・換算差額等合計	9,312	7,959
新株予約権	1,575	-
少数株主持分	468	553
純資産合計	686,540	603,656
負債純資産合計	11,312,992	11,216,034

( 2 ) 【四半期連結損益計算書】  
【第 1 四半期連結累計期間】

( 単位：千円 )

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年10月 1 日 至 平成21年12月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日)
売上高	331,487	75,957
売上原価	280,223	32,179
売上総利益	51,263	43,777
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 106,855	<sup>1</sup> 91,163
営業損失 ( )	55,591	47,385
営業外収益		
受取利息	27	15
違約金収入	603	-
助成金収入	553	-
その他	141	4
営業外収益合計	1,325	19
営業外費用		
支払利息	62,506	60,922
支払手数料	16,227	-
株式交付費	7,463	-
その他	10,171	9,553
営業外費用合計	96,369	70,475
経常損失 ( )	150,635	117,841
特別利益		
貸倒引当金戻入額	3,051	841
特別利益合計	3,051	841
特別損失		
固定資産除却損	<sup>2</sup> 92	<sup>2</sup> 46
その他	0	-
特別損失合計	92	46
税金等調整前四半期純損失 ( )	147,676	117,047
法人税等	282	282
少数株主損益調整前四半期純損失 ( )	-	117,329
少数株主損失 ( )	753	84
四半期純損失 ( )	147,205	117,245

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純損失( )	147,676	117,047
減価償却費	12,049	16,771
繰延資産償却額	7,463	3,817
貸倒引当金の増減額( は減少)	3,051	841
賞与引当金の増減額( は減少)	1,245	865
訴訟損失引当金の増減額( は減少)	31,075	-
受取利息及び受取配当金	27	15
支払利息	62,506	60,922
固定資産除却損	92	46
持分法による投資損益( は益)	486	1,174
売上債権の増減額( は増加)	1,922	4,440
たな卸資産の増減額( は増加)	303,070	87,867
匿名組合出資金等の増減額( は増加)	4,625	-
仕入債務の増減額( は減少)	378,763	35,099
未払金の増減額( は減少)	17,572	-
預り金の増減額( は減少)	294	-
前受金の増減額( は減少)	570	-
その他	58,750	73,139
小計	54,517	81,423
利息及び配当金の受取額	22	15
利息の支払額	84,562	51,689
法人税等の支払額	289,677	7,115
営業活動によるキャッシュ・フロー	319,699	140,213
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	76,628	12
定期積金の払戻による収入	6,000	-
その他	107	107
投資活動によるキャッシュ・フロー	70,735	119
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	270,500	-
長期借入金の返済による支出	33,676	26,303
新株予約権の発行による収入	-	1,575
株式の発行による収入	-	195,983
その他	38,984	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	343,160	171,256
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	733,596	30,923
現金及び現金同等物の期首残高	882,964	182,311
現金及び現金同等物の四半期末残高	149,367	213,235

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)</p>
<p>1. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより損益に与える影響はありません。</p> <p>(持分法に関する会計基準及び持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用) 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。 これにより損益に与える影響はありません。</p> <p>(広告宣伝費の会計処理) 従来、当社の分譲マンション開発における広告宣伝費の会計処理は、支出時に費用を認識しておりましたが、当第1四半期連結累計期間より、費用収益対応をより適正に表示するため、支出時には仕掛経費として資産計上し、顧客への引渡開始時に一括して費用処理する会計処理方法に変更しております。 この変更により、従来の方法によった場合と比較して、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失が42,729千円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
(四半期連結貸借対照表)	
<p>前第1四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました流動資産の「前払費用」は、当第1四半期連結会計期間において、資産総額の100分の10を超えないため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。なお、当第1四半期連結会計期間の流動資産の「その他」に含まれる「前払費用」は、106,666千円であります。</p> <p>前第1四半期連結会計期間において、有形固定資産の「建物」及び「その他」に対する減価償却累計額は、当該各資産科目に対する控除科目として、「減価償却累計額」の科目をもって掲記しておりましたが、当第1四半期連結会計期間において、金額的重要性が乏しくなったため、「有形固定資産」の金額から直接控除し、その控除残高を当該資産の金額として表示し、減価償却累計額を一括して注記する方法に変更しております。</p> <p>前第1四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました投資その他の資産の「投資有価証券」、「その他の関係会社有価証券」及び「その他」は、当第1四半期連結会計期間において、資産総額の100分の10を超えないため、これらを一括し、「投資その他の資産」として表示しております。なお、当第1四半期連結会計期間の「投資その他の資産」に含まれる「投資有価証券」は291,025千円、「その他の関係会社有価証券」は15,119千円、「その他」は60,467千円であります。</p> <p>前第1四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました流動負債の「未払金」、「預り金」及び「前受金」は、当第1四半期連結会計期間において、負債及び純資産の合計額の100分の10を超えないため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。なお、当第1四半期連結会計期間の流動負債の「その他」に含まれる「未払金」は25,908千円、「預り金」は75,892千円、「前受金」は417,350千円であります。</p>	
(四半期連結損益計算書)	
<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。</p> <p>前第1四半期連結累計期間において、区分掲記しておりました営業外費用の「支払手数料」及び「株式交付費」は、当第1四半期連結累計期間において、営業外費用の総額の100分の20を超えないため、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。なお、当第1四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「支払手数料」は871千円、「株式交付費」は3,817千円であります。</p>	
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	
<p>前第1四半期連結累計期間において、区分掲記しておりました「匿名組合出資金等の増減額」、「未払金の増減額」、「預り金の増減額」及び「前受金の増減額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当第1四半期連結累計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。なお、当第1四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「匿名組合出資金等の増減額」は1,058千円、「未払金の増減額」は84,784千円、「預り金の増減額」は67,166千円、「前受金の増減額」は90,760千円であります。</p>	

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2. たな卸資産の評価方法	四半期連結会計期間末におけるたな卸資産の簿価の切り下げに関して収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切り下げを行う方法を適用しております。
3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法により算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額は、19,369千円であります。	有形固定資産の減価償却累計額は、19,052千円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)																		
<p>1 主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>役員報酬</td><td>14,760千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>26,269千円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>1,050千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>1,719千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>1,227千円</td></tr> </table> <p>2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>有形固定資産(その他)</td><td>92千円</td></tr> </table>	役員報酬	14,760千円	給与手当	26,269千円	広告宣伝費	1,050千円	減価償却費	1,719千円	賞与引当金繰入額	1,227千円	有形固定資産(その他)	92千円	<p>1 主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>給与手当</td><td>26,312千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>1,251千円</td></tr> </table> <p>2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>46千円</td></tr> </table>	給与手当	26,312千円	賞与引当金繰入額	1,251千円	有形固定資産	46千円
役員報酬	14,760千円																		
給与手当	26,269千円																		
広告宣伝費	1,050千円																		
減価償却費	1,719千円																		
賞与引当金繰入額	1,227千円																		
有形固定資産(その他)	92千円																		
給与手当	26,312千円																		
賞与引当金繰入額	1,251千円																		
有形固定資産	46千円																		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 318,976千円	現金及び預金勘定 383,216千円
流動資産(その他) 1,137千円	流動資産(その他) 838千円
預入期間3ヶ月超の定期預金等 170,746千円	預入期間3ヶ月超の定期預金 170,819千円
現金及び現金同等物 149,367千円	現金及び現金同等物 213,235千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 23,077,478株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

第5回新株予約権証券

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 3,807,200株

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 1,575千円(親会社622千円)

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成22年11月1日払込の第三者割当による新株式の発行(3,076,800株)をしております。この結果、当第1四半期連結会計期間において資本金が101,534千円、資本準備金が98,457千円増加し、当第1四半期連結会計期間末において資本金が1,416,595千円、資本準備金が1,114,510千円となっております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	不動産 開発事業 (千円)	ソリュー ション事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	289,704	41,381	402	331,487	-	331,487
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	289,704	41,381	402	331,487	-	331,487
営業利益又は営業損失( )	6,768	16,284	9,750	13,302	(68,894)	55,591

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業区分の主要な事業の内容

事業区分	事業内容
不動産開発事業	「アスコットパーク」シリーズを中心とした分譲マンション等の企画開発業務、投資家向けの賃貸マンション及びオフィスビル等の収益不動産の企画開発業務
ソリューション事業	資産価値の低下した不動産や収益性の改善が可能な既存の物件を取得し、効率的な改装・改修によってバリューアップする不動産再生業務
その他事業	プロジェクトマネジメント業務、物件仲介業務、他社が組成する特別目的会社等へ出資し配当やキャピタルゲインを取得

3. 事業区分の方法の変更

事業区分の方法については、前第2四半期連結会計期間より、「不動産管理事業」を「その他事業」へ改称し、「不動産開発事業」「ソリューション事業」「不動産ファンド事業」「その他事業」の4区分としておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、「不動産ファンド事業」の重要性が乏しくなったため、当該事業を「その他事業」に含め、3区分に変更しております。

なお、当第1四半期連結会計期間の「その他事業」に含まれる「不動産ファンド事業」の営業損失は5,112千円であります。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービスの内容等が概ね類似している各個別プロジェクトを集約し、「不動産開発事業」及び「ソリューション事業」の2つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主な内容は、次のとおりであります。

不動産開発事業・・・「アスコットパーク」シリーズを中心とした分譲マンション等の企画開発業務、投資家向けの賃貸マンション及びオフィスビル等の収益不動産の企画開発業務  
ソリューション事業・・・資産価値の低下した不動産や収益性の改善が可能な既存の物件を取得し、効率的な改装・改修によってバリューアップする不動産再生事業

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	不動産 開発事業	ソリュー ション事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	24,226	44,566	68,793	7,163	75,957
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	24,226	44,566	68,793	7,163	75,957
セグメント利益又は損失 ( )	15,640	23,958	8,318	4,929	3,388

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産ファンド及び不動産コンサルティング業務等を含んでおります。

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の  
主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

利益	金額
報告セグメント計	8,318
「その他」の区分の損失	4,929
全社費用(注)	50,773
四半期連結損益計算書の営業損失( )	47,385

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の一般管理費であります。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年9月30日)	
1株当たり純資産額	29.66円	1株当たり純資産額	30.15円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	686,540	603,656
純資産の部の合計額から控除する金額(千円) (うち新株予約権)	2,043 (1,575)	553 (-)
(うち少数株主持分)	(468)	(553)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額 (千円)	684,496	603,103
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末(期末)の普通株式の数(株)	23,077,478	20,000,678

2. 1株当たり四半期純損失金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額( ) 11.42円 潜在株式調整後1株当たり四半期純 利益金額 -円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額について は、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりませ ん。	1株当たり四半期純損失金額( ) 5.33円 潜在株式調整後1株当たり四半期純 利益金額 -円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額について は、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失 であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失( ) (千円)	147,205	117,245
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失( ) (千円)	147,205	117,245
期中平均株式数(株)	12,889,375	22,007,286
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも の概要	-	第5回新株予約権証券。 なお、概要は「第4提出会社の 状況、1株式等の状況、(2)新 株予約権等の状況」に記載の とおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 1月28日

株式会社アスコット  
取締役会 御中

### アスカ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田中 大丸 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮川 慎哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスコットの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アスコット及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年9月14日開催の取締役会において、株主割当による新株式の発行を決議し、平成22年1月8日に払込が実施されたことにより、新株式を発行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 1月28日

株式会社アスコット  
取締役会 御中

### アスカ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田中 大丸 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮川 慎哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスコットの平成22年10月1日から平成23年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アスコット及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載のとおり、会社は分譲マンション開発における広告宣伝費について、従来、支出時に費用処理していたが、当第1四半期連結会計期間より、仕掛経費として資産計上し、顧客への引渡開始時に一括費用処理する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。